

藤田精治 ダイオキシン対策についてお伺いいたします。

ダイオキシンとは、通称、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナポリ塩化ビフェニルの3物質をダイオキシン類と総称し、ダイオキシン類汚染問題は、化学品合成時の廃油の不適切な処分、合成工場の爆発、農薬の多量散布などの結果、ダイオキシン類が大量発生し、現在の環境問題となったのであります。

日本においては、昭和58年にごみ焼却施設の集じん灰からダイオキシン類が検出されたのを契機に、社会的注目を集めるようになりました。各種発生源からの排出状況は必ずしも明らかではありませんが、ごみ焼却炉からの排出がダイオキシン類総排出量の八、九割を占めているとも言われています。このため、国においては、各種行政指導や関係法律の改正等を図るなど対応が図られてきております。

水戸市においても、厚生省のごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに沿って、小吹清掃工場を平成3年、平成8年の2度にわたり対策を強化、ダイオキシン規制値を下回っているとの報告で一応安心しているところでありますが、これまでの対応、及びこのたび施行されたダイオキシン類対策特別措置法にも対応できるのか、お伺いいたします。

なぜこのようなお尋ねをするかと言いますと、去る3月30日付の朝日新聞によると、荏原製作所藤沢工場が排ガス洗浄装置の排水を処理施設につながらず、雨水管に接続し、1リットル中4.5ピコグラムという環境基準の8、100倍という高濃度のダイオキシン類を流していた事業者のずさんな事例があったことから、改めて小吹清掃工場の対策についてはどうなのか、お伺いするものであります。

また、同紙によると、環境庁が平成10年度実施したダイオキシン類緊急全国一斉調査において、環境基準を超えるダイオキシン類が検出され、いまだ犯人の特定に至っていない河川は全国で約10カ所あり、詳細な点検と調査が必要だと指摘されています。

そこでお伺いいたしますが、その中に水戸市の桜川でも、1リットル中3.8ピコグラムという高い数値が検出されたと記載されております。水質汚染は汚染された水が移動するので、汚染源を特定することが難しいと言われており、環境庁は、廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設などの排水基準はすぐには守れないとして、当面5倍という暫定基準を適用しましたが、桜川のダイオキシン類について水戸市として今日までの対応、そして今後の対策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

さらには、県で管轄している沢渡川を初め、沢渡川支流の堀川については、現在、湧水等がなく、雑排水、雨水等が大半を占め、蚊、ハエ、ユスリカ等が大量発生しており、また東町運動公園のプール下の桜山から自由が丘一帯の沢渡川には異様な臭気が漂っております。住宅が密集している中で市民が快適に暮らせるまちづくり等々を考えたとき、沢渡川、堀川を暗渠にすることも一つの手法と考えますが、河川本来の役割から難しいとすれば、湿地帯の解消など、その他の早期改善方策について強く県に要望すべきと思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

市長 岡田広 小吹清掃工場における現在までのダイオキシン削減対策につきましては、厚生省

のごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに従い、平成3年度、平成4年度の2か年で、CO低減化対策工事を実施し、煙突出口の一酸化炭素濃度100ppm以下の目標値をクリアし、さらに平成8年10月のごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討委員会中間報告の恒久対策として、ダイオキシン削減対策工事を平成8年度から平成10年度の3か年で実施してきたところでございます。その結果、平成11年11月のダイオキシン濃度測定では、1号炉0.035ナノグラム、2号炉0.2ナノグラム、3号炉0.18ナノグラムであり、平成14年12月1日から適用される基準値1ナノグラムの5分の1まで低減しております。したがって、平成11年に制定されたダイオキシン類対策特別措置法の規制値にも十分対応できるものと考えているところでございます。

次に、桜川のダイオキシン類の問題であります。環境庁では平成10年度から5カ年計画で、大気、土壌等を含むダイオキシン類緊急全国一斉調査を実施したところであり、本市においては、平成10年8月から平成11年3月までの7か月間にわたり、大気、土壌、地下水、河川の水質、底質の調査を行い、その結果、桜川水系沢渡川河口にある猩猩橋下の河川水から、1リットル当たり3.8ピコグラムという濃度のダイオキシン類が検出されたところであります。ピコグラムとは1兆分の1という非常に微量な単位であり、採水時の状況により数値が変動いたしますが、高い数値が出たことから、本市では、県を通じて環境庁に再検査を要請し、平成11年3月に再度採水を実施し、さらに県においても本市と協議の上、平成12年4月に猩猩橋下を含め、沢渡川数地点の水質検査を実施したところであります。また、環境基準が1リットル当たり1ピコグラムと設定され、平成12年1月15日から適用されたところであり、環境庁の再検査の結果については、いまだ公表されておりませんが、県で実施した検査結果については、すべての地点で環境基準1ピコグラムを下回り、猩猩橋では0.58ピコグラムという結果であり、安堵したところであります。

しかしながら、本市といたしましては、猩猩橋での当初の数値が環境基準を上回っていたことを重く受けとめ、過日、県と対策会議を開催したところであり、今後とも県とともに沢渡川猩猩橋より上流の河川調査及び沢渡川流域の焼却施設等を所有する事業所への調査指導を継続してまいります。

さらに、沢渡川の環境保全に関しましては、蚊、ハエ、ユスリカ等の発生防止のため、沢渡川支流堀川において薬剤散布を実施しているところでありますが、沢渡川の周辺整備を含めた河川整備等につきましては、今後とも強く、県に要望してまいりたいと考えております。